

改 正 案	現 行
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（<u>地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。</u>）又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。<u>また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望する者にあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前1か月以上2か月を超えない期間に申請を行った者に限る。</u></p>	<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p>

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的 (略)	用途等 (略)
電気通信業務用（エリア放送利用） 一般放送 エリア放送 エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	一般放送
(略)	(略)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的 (略)	通信事項（注1） (略)	免許の主体及び開設の理由 (略)
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務に関する事項 電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関	次のいずれかに該当すること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的 (同左)	用途等 (同左)
一般放送	一般放送
(同左)	(同左)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的 (同左)	通信事項（注1） (同左)	免許の主体及び開設の理由 (同左)
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務に関する事項 電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関	次のいずれかに該当すること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。

	<u>する事項</u> <u>電報の託送に関する事項</u> <u>航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項</u>	<u>2 放送法第2条第3号の一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。</u>
<u>電気通信業務用（エリア放送利用）</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送の用に供するために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
<u>エリア放送</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送を行うために開設するものであること。</u>
<u>エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送を行うため及びエリア放送の用に供するために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

	<u>する事項</u> <u>電報の託送に関する事項</u> <u>航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項</u>	<u>2 放送法第2条第3号の一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1～第4 （略） 第5 放送関係 1～3 （略） 4 超短波放送局 (1) コミュニティ放送局 コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。 ア （略） イ 空中線電力について （略） （ア） （略） （イ） 当該放送を行おうとする地域（放送法施行規則別表第五号 <u>（注）十二</u>に規定する「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。」を適用する地域を除く。以下、本項において同じ。）の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。 （ウ）・（エ） （略）</p>	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1～第4 （同左） 第5 放送関係 1～3 （同左） 4 超短波放送局 (1) コミュニティ放送局 コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。 ア （同左） イ 空中線電力について （同左） （ア） （同左） （イ） 当該放送を行おうとする地域（放送法施行規則別表第五号 <u>（注）八</u>に規定する「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。」を適用する地域を除く。以下、本項において同じ。）の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。 （ウ）・（エ） （同左）</p>

ウ (略)

(2)・(3) (略)

5～7 (略)

#### 8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること。

(2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法（昭和35年郵政省告示第640号）によるものであること。

(3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局からの電波の電界強度が55dBuV/m以上の範囲とする。

(4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り空中線電力を低出力（占有周波数帯幅が5.7MHzのものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が10mW以下、占有周波数帯幅が468kHzのものは(10/13)mW以下）にすること。なお、業務区域の構築に当たって必要な場合は、複数の空中線等を設置することにより、業務区域を構築すること。

(5) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務区域等との関連において、できる限り低いものであること。

(6) 複数のエリア放送を行う地上一般放送局で業務区域を構築することができない特別な状況にある場合は、空中線電力等は(4)に規定

ウ (同左)

(2) (3) (同左)

5～7 (同左)

する値を超えるものも認められるが、その場合であっても空中線電力等の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては 10mW 以下であること。

- (7) 空中線電力の審査は、(1)から(6)までに掲げる基準により行う。  
この場合において、実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力）の値は、空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。
- (8) 同一構内等至近距離に複数の空中線が設置される場合は、十分その必要性が認められるものであること。
- (9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。
- (10) 占有周波数帯幅の許容値は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。
- (11) 地上デジタルテレビジョン放送の受信への干渉の影響を与えないように、設置場所の選定、伝送路符号化方式の設定等の必要な措置を講じること。
- (12) 周波数の選定は、次の基準により行う。  
ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（以下「DTV局」という。）への与干渉  
開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局（以下「申請局」という。）は、DTV局からの電波の電界強度が 51dB $\mu$ V/m 以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV波	エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	同一 ch	—	I/N=-10dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		下隣接 ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波（占有周波数帯幅が5.7MHzのもの）	同一 ch	—	I/N=-10dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		下隣接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB

なお、DTV局の上隣接ch及び下隣接chは、申請局に割り当てないこととする。また、帯域内干渉の評価を行うためには、申請局からの電波の電界強度が12dB $\mu$ V/m以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—
	エリア放送	同一 ch	—	D/U=17dB

	波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	上隣接 ch	D/U=-40dB	二
		上隣々接 ch	D/U=-40dB	二
		下隣接 ch	D/U=-37dB	二
		下隣々接 ch	D/U=-37dB	二
エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	エリア放送波(占有周波数帯幅が468kHzのもの)	同一 ch	二	D/U=40dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	二
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	二
		下隣接 ch	D/U=-14dB	二
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	二
		同一 ch	二	D/U=28dB
	エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	上隣接 ch	D/U=-29dB	二
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	二
		下隣接 ch	D/U=-26dB	二
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	二

(13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の離隔距離の範囲内に地上デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講じること。

実効輻射電力を GP(W)とすると、離隔距離 d(m)は以下のとおりとなる。

$$d = 398.2\sqrt{GP}$$

(14) 地理的事情により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で受信している等の地域がある場合には、当該地域



に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講じること。

9 その他 (略)

8 その他 (同左)